

がんばる中小企業応援事業(非製造業)費補助金実施要領

(通則)

第1条 がんばる中小企業応援事業(非製造業)の実施については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)及び秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、意欲を持って自社の競争力強化を図ろうとする中小企業(がんばる中小企業)に対し、ハード・ソフトの両面から支援することにより、県内産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「中小企業者」とは、「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。
- (4) 現在営んでいる事業の業種が別表1に該当するもの。

2 この要領において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者以外の者(会社及び個人に限る。)であって事業を営む者をいう。

3 この要領において、「小規模企業者」とは、「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する事業者をいう。

4 この要領において、「ベンチャー企業」とは、第1項に規定する「中小企業者」に該当するもので、創業後5年以内で、革新的な新技術・新サービスの開発成果を事業化する企業をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の対象となる事業者は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。

- 1 前条に規定する中小企業者であること。
- 2 秋田県内に当該企業の主たる拠点を有し、かつ秋田県内において1年以上の事業実績があること。

3 次の欠格事項に該当していないこと。

- (1) 国税又は地方税の滞納があるもの。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
- (2) 秋田県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
- (3) 中小企業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。

（補助対象事業等）

第5条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業とし、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は別表第2のとおりとする。

1 次に掲げるいずれかに該当する事業であること。

- (1) 新商品・新サービスの開発、生産、販売（提供）
- (2) 新分野進出
- (3) 販路拡大やブランド力強化等による付加価値の向上、サービス提供プロセスの改善等による効率の向上

2 応募する事業に係る事業計画の主たる拠点が秋田県内であること。

3 次に掲げる事業に該当しないこと。

- (1) 別表1に該当する事業
 - (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）大分類E（製造業）
- 4 応募する事業が、応募日以前に本補助金の採択を受けていないこと。
- 5 応募する事業が、国又は県の他の補助金等の採択を受けていないこと。

（応募方法等）

第6条 本補助金に応募する者は、知事が別に定める期間内に、様式第1号から第4号（以下「応募書」という。）を知事に提出するものとする。

2 前項における応募書の提出先は商業貿易課とする。

（応募書類の審査等）

第7条 前条により応募された事業の採択は、別に定める審査会により審査を行い、知事が決定する。

2 採択の決定に際し、知事は、計画の一部の修正を命じ、又は条件を付することができる。

3 第1項による審査結果は、審査終了後、速やかに書面により通知する。

（採択の取消し）

第8条 知事は、前条第1項により採択を決定をした者（以下「採択者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、採択を取り消すことができる。

- (1) 本要領様式第2号に基づく事業を確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により採択されたとき。

（補助金の交付申請）

第9条 採択者は、第7条第3項の通知を受けた後、知事が定める日までに交付要綱第2条に定める補助金等交付申請書を提出するものとする。

なお、交付要綱第2条第2項第1号に定める事業実施計画書及び同項第2号に定める収支予算書は、がんばる中小企業応援事業（非製造業）計画書（要領様式第2号）とする。

（実績報告等）

第10条 交付要綱第7条第2項第1号に定める事業実績書は様式第5号によるものとする。

2 交付要綱第7条第2項第3号に定める書類は、別表3に掲げるものとする。

（補助金の経理等）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を最後の交付決定があった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（事業実施状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業計画の完了した日の属する年度の翌年度から5年間、各年度終了後3ヵ月以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業実績等について、様式第6号により別表4に掲げる書類を添え、知事に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 知事は、交付要綱第10条の承認をする場合に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、下記のとおりとする。

（1） 補助事業者に財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

（2） 補助事業者に財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

別表1（第3条、第5条関係）

1	農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業および林業サービス業は除く。）
2	漁業（大分類Bに含まれるもの。）
3	金融・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く。）
4	医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
5	医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）
6	以下のサービス業 (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの。 (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。） (3) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。） (4) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。） (5) 集金業、取立業（公共料金またはこれに準じるものは除く。） (6) 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。） (7) 宗教（中分類94に含まれるもの。） (8) 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）

（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
謝金、旅費、研修・資格取得費、需用費、役務費、委託費、外注費、使用料及び賃借料、公的認証等取得経費、原材料費、機械器具等導入費、広告宣伝費、その他知事が必要かつ相当と認める経費	①中小企業者(②に該当する者を除く)の場合、補助対象経費の 1/3 以内 ②小規模企業者又はベンチャー企業の場合、補助対象経費の 1/2 以内	500万円	交付決定の日から12ヶ月以内

別表 3 (第 10 条関係)

補助事業等実績報告書に添付する書類

① 仕様書、見積依頼書
② カタログ
③ 見積書
④ 発注書又は注文書
⑤ 契約書又は請書
⑥ 納品書
⑦ 請求書
⑧ 銀行振込の利用明細又は領収書
⑨ その他、債務の発生事実及び支払いにあたって作成又は取得した一切の書類

別表 4 (第12条関係)

事業実施状況報告に添付する書類

直近期末の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書)